

「第6期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（素案）」について のパブリックコメント実施結果（案）

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 令和2年11月25日（水）～ 令和2年12月24日（木）

2 意見の件数 13件

3 意見提出者数 3人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	1人	2人	0人

5 内容別の意見件数

※	項目	件数	※	項目	件数	
	「第1章 本計画の概要」に関する意見	4件	/		件	
	「第4章 本計画において取り組むべき課題と施策の展開」に関する意見	1件			件	
	パブリックコメントに関する意見	7件		合計		13件
	その他の意見	1件				

※「.....（案）」の項目番号

■ = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市福祉部障害福祉課障害福祉推進担当
0467-82-1111（内線3212、3214、3216）
e-mail: shoufuku@city.chigasaki.kanagawa.jp

う。)を踏まえるとともに、本市における過去の実績等を考慮した上で、成果目標を設定します。	う。)を踏まえるとともに、本市における過去の実績等を考慮した上で、成果目標を設定します。
79・80ページ (1)～(6) 【令和5年度末における成果目標】(国の基本指針より抜粋)	【令和5年度末における成果目標】(____基本指針より抜粋)
83ページ 1 障害児福祉計画における成果目標 障がい児の日常生活及び社会生活の総合的な支援の一環として、障がい児を支援する重層的な地域体制の構築や重症心身障害児、および医療的ケア障がい児への支援体制の整備といった主要な課題に対応するため、国の____基本指針____を踏まえるとともに、本市における過去の実績等を考慮した上で、成果目標を設定します。	障がい児の日常生活及び社会生活の総合的な支援の一環として、障がい児を支援する重層的な地域体制の構築や重症心身障害児、および医療的ケア障がい児への支援体制の整備といった主要な課題に対応するため、国の第2期障害児福祉計画の基本指針(以下、障害児基本指針)を踏まえるとともに、本市における過去の実績等を考慮した上で、成果目標を設定します。
83ページ (1)～(3) 【令和5年度末における成果目標】(国の基本指針より抜粋)	【令和5年度末における成果目標】(____基本指針より抜粋)

(意見3)

各項目において、国、県、市の責務や障がい者の権利を数値化することで可視化した方がよい。

(市の考え方)

国及び地方公共団体の責務は、障害者基本法第6条において規定されており、これを実現するために国、県、市はそれぞれ計画を策定しています。

なお、本市としましては、国の基本指針において、「障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、障がい者等の地域生活を支援するサービス等基盤整備等に係る令和5年度の目標設定をすること」等が示されていることから、第5章及び第6章において本市の成果目標や見込み量を数値で示します。

(意見4)

市、市社会福祉協議会、各障がい者施設の責務を図式化し、明確にした方がよい。

(市の考え方)

本計画を推進するにあたっては、市、市社会福祉協議会、各障がい者施設のみならず、家族や地域、教育、医療などの多様な主体が互いに連携していく必要があります。

その関係性を「第7章 本計画の推進」において図式化しています。

■「第4章 本計画において取り組むべき課題と施策の展開」に関する意見（1件）

（意見5）

新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐため、市役所などではマスクの着用、飛沫感染防止用の透明なビニール幕やアクリル板が設置されていますが、聴覚障がい者にとっては大変聞こえにくい状況にあり、これによって外出が億劫になることがあります。

このような状況が続くことが予想されることから、市役所や出張所などに音声文字に変換する小型機器を設置するか、購入する場合の補助等を設けることはできないでしょうか。

（市の考え方）

障がいのあることにより情報の入手が制限されることのないよう、意思疎通支援の充実を図ることは、「基本方針1 身近な支援体制の強化」の「1-1『知る』」において取り組むべき課題の一つであると認識しています。

音声を文字に変換する機器等の導入につきましては、今後の意思疎通支援の取り組みに関する貴重な御意見として、先進自治体の事例等も調査しながら検討させていただきます。

■パブリックコメントに関する意見（7件）

（意見6）

パブリックコメントが今年もこの時期に6～8件行われていますが、多過ぎではないでしょうか。

（意見7）

これではパブリックコメントの意味もなくなってしまうのではないのでしょうか。

（意見8）

茅ヶ崎市自治基本条例や茅ヶ崎市市民参加条例に反さないでしょうか。

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまから御意見をいただく機会を設定し、寄せられた御意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益な御意見を考慮しながら政策等を決定していく、市民参加の方法の一つです。

パブリックコメント手続の実施にあたっては、対象とする計画等の論点が明確になった段階で、かつ、市民の皆さまの御意見を反映することが可能な段階を見極めたうえでもっとも適切な時期を設定することが必要かつ効果的であり、月ごとの実施件数に限度を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えております。

そのため、今後とも引き続き、適切なタイミングでパブリックコメント手続を実施してまいりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

(意見 9)

パブリックコメントのPRも少なかったのではないのでしょうか。これでは応募者も少ないと思う。

(意見 10)

新型コロナウイルス感染症により市の講座等が中止になる中で、パブリックコメント等の延期を含め、実施方法をもっと工夫できなかったのでしょうか。

(意見 11)

youtube の配信があったとのことですが、これらを利用しない1～2割の市民にも配慮してパブリックコメントを実施して欲しいです。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまから御意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示、メール配信サービスに加え、市役所内デジタルサイネージの活用、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせるなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。

(意見 12)

「調整中」との記載が多々ありますが、時期をずらして実施できなかったのでしょうか。

(市の考え方)

この素案において「調整中」と記載させていただいております第5・6章の成果目標及び見込み量につきましては、障がい者等の数やその障がいの状況等を勘案して作成するもので、さらに今回は新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえたものとする必要があります。より実態に合った数値にするには可能な限りその動向を見極める必要がある一方、パブリックコメントには一定の期間を要することから、今回は「調整中」と記載した上で実施することとしました。

■その他の意見 (1件)